第２５回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

１　日　時　　令和４年９月１日（木）午後６時～午後７時

２　会　場　　研修棟第２研修室

３　出席者

（審 査 会）　柴　田　一　宏　会長
上　田　晴　彦　委員
竹　田　勝　美　〃
手　賀　　務　〃
中　澤　俊　輔　〃
橋　田　直　久　〃

（事 務 局）　本　田　　徹　文書法制課長
佐々木　由　佳　〃　副参事
小　玉　重　光　〃　主席主査
佐　京　円　子　〃　主席主査

４　議事

(1) 会議録署名委員の指名
(2) 利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外について
(3) 秋田市個人情報保護法施行条例（案）について
(4) 秋田市個人情報保護法施行細則（案）について
(5) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
(6) 開示等に係る審査基準

５　報告

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

６　その他

再委託についての状況（個人情報を取り扱う業務委託）

事務局（佐京）　ただいまから「第２５回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。
始めに定足数の確認をする。Ｗｅｂ会議での参加委員が４名おり、出席には、会長の承認が必要である。

柴田会長　了承する。

事務局（佐京）　それでは、委員６名が全員出席しており、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第３条第２項に基づき、審査会が成立していることを報告する。以後の進行は、柴田会長にお願いする。

柴田会長　それでは次第に従って進める。次第の２の「会議録署名委員の指名」であるが、名簿順で今回は手賀委員とする。

柴田会長　次第の３の報告に入る。「秋田市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」、事務局から説明願う。

事務局（小玉）　個人番号（マイナンバー）を利用する事務は番号法で規定されているが、番号法第９条第２項の規定に基づき、市町村が独自に行う事務で個人番号を利用する場合は、条例で規定している。
本市において、独自利用事務の位置づけとして規定していた「不妊治療に要する費用の助成に関する事務」は、国の制度変更により不妊治療が保険の適用対象となり、独自利用事務の対象外となったため、条例から削除したものである。

柴田会長　事務局の説明に、質問がないか。なければこれで、了承する。
（了承）

柴田会長　次に、議事に入る。利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外について、事務局から説明願う。

事務局（小玉）　条例に規定しない内容であるが、法改正に伴い変更が生じた部分であるため確認が必要となるものである。最初に、全体を比較するため、参考資料２をご覧いただきたい。個人情報の取扱いに係る主な規定の比較、条例と法の適用関係を整理したものである。
個人情報の流れとしては、１「個人情報の取得」、２「個人情報を保有、管理」、３「保有する個人情報を利用」、４「保有する個人情報を必要に応じて提供」となる。条例８条３項では一番下に廃棄があり、法のフロー図上ではなくなったように見えるが、法６１条第２項でいう「保有」とは作成、取得、維持・管理、廃棄とされ、ここに含まれる。また、条例５条１項、本人収集の原則があるが、法では必ずしも本人に限られないことから空欄となっている。

法６９条の利用および提供の制限だが、今の条例では、第６条第１項において、保有個人情報を利用目的以外の目的のために使用してはならない、ただし例外として本人同意などの場合や、本審査会の意見を聞いた上で公益上特に必要があると認めるときは、利用・提供が差し支えないものとしてきた。法６９条でも同様の規定があり、例外規定として、同条第２項を定めている。そのため、法施行後、利用および提供の制限の例外は、保護法第６９条第２項の各号に該当するかで判断することになるが、過去の本審査会で審査された９つの案件が、今後保護法第６９条第２項の各号のいずれかに該当するかをまとめたものが、資料６となる。

１「栄典、表彰等の選考を行う」は、第４号の下線部分「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当する。備考にある国の事務ガイドでも、「本人に対する金銭の給付・栄典の授与等のために必要な場合」と記載されている。２「委員、講師、指導者、助言者等の選考、任命等を行う」は、第３号の他の行政機関や地方公共団体等で、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で、提供に係る個人情報を利用し、かつ相当の理由があるときに該当する。３「報道機関等への発表や報道機関等からの取材、要請等に応じるため」と４「訴訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため」だが、第４号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」に該当する。国の事務ガイドによると、特別の理由とは、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等が必要であり、これらの特別な理由に当てはまるものと思われる。ついで５「児童生徒の指導に関し、自立支援関係機関と連携して、指導の充実を図るため」と、６「救急活動において、傷病者を救護するため、警察、保健所、福祉等との連携が必要で、本人に関する個人情報を提供する場合」だが、提供先が市、他の行政機関となることから、改正法の第２号、第３号、第４号に該当する。なお、第４号のどの部分にあたるかは、備考に記載している。７「秋田県が行う脳卒中発症者通報事業に協力する」は、提供先が県であるため第３号に該当と思われる。８「秋田県が行う地域がん登録事業に協力する」は、この事業は、公益性のある事務事業で当該個人情報の提供が当該事務事業の遂行に不可欠なため、第４号の「特別の理由があるとき」に該当する。９「児童生徒の非行および犯罪被害を防止するために、当該児童生徒に関する個人情報を警察へ提供する場合」も、第３号に該当すると思われる。

よって、いずれも従来と同様に、利用目的以外での個人情報の利用・提供の禁止の例外に当たり、引き続き利用・提供が差し支えないと考えている。

柴田会長	事務局の説明に、質問はないか。
橋田委員	９の場合はどういった場合なのか。これによる警察への個人情報提供は無条件に行われるものであるのか。保護者の許可を得て行われるものであるのか。
事務局（佐々木）	同意を得て行うものとは別になる。具体的な情報提供の中身については、担当課に再度確認させて欲しい。
橋田委員	これまで条例の制度のもと行われてきたが、今後は法の適用を直接受け、それに基づく法施行条例が施行されるという理解でいる。無条件に警察に提供するのは法の趣旨に反するのではないか。
事務局（佐々木）	過去に承認を受けた事例について内容を追記した上で、追加の説明を行いたい。
柴田会長	メール等で修正後の資料を送付して報告していただくこととする。 次に秋田市個人情報保護法施行条例（案）について、事務局から説明願う。
事務局（佐々木）	前回の審査会で出た質問を整理するため、「第２４回審査会質問・回答整理一覧」を使いながら、資料４の修正箇所を併せて説明し、条例案については、本日委員会としての意見（案）をまとめて頂きたい。本日の意見も踏まえて、９月下旬から１か月程度、パブリックコメントを実施する予定である。なお、審査会としての最終意見書は、パブリックコメント終了後、１０月末から１１月上旬に第２６回審査会を開催し、その際に確定を予定している。 第２４回審査会質問・回答整理一覧をご覧いただきたい。No.1の法と法施行条例の適用関係であるが、現在は、地方公共団体の制度は条例で定めその下に規則や要綱があって適用している。それが令和５年４月１日以降は全て法が適用になり、その下に国が定めるガイドライン、これから定めようとする法施行条例や細則、そして基準や要綱があって適用することとなる。資料２も修正済みである。修正箇所は、公的分野部門の部分で、現状の地方公共団体の部分には現在本市で適用になっている規程の一覧を、令和５年４月１日以降の部分の黄色の枠内に、今後本市に適用される規程の一覧を記載している。法適用後は、法、国のガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aに従って、黄色の枠の規程を適用する。ただし、要綱などの手続きに関わる取決めは実務上必要であることから、これらがなくなるという趣旨ではない。 No.2の法施行条例に規定される事項であるが、前回のご指摘を受け、第１条の考え方を記載のとおり修正している。現行条例の個人情

報保護水準を維持するために必要な事項は、現行条例で定められている事項のうち、法と重複しない規定で、かつ、国が示す許容されない条例事項に当たらないものと整理し、現行条例からそぎ落とした結果、該当するのが、資料４のNo.9の運用状況の公表のみとなる。

なお、国が示す許容されない条例事項は、参考資料６のP1、２のガイドライン等に記載されているもののうち、現行条例に関係する部分を記載している。

No.3の審査会の位置づけであるが、法適用後は、個人情報保護委員会が監視権限を有することになるため、個別案件ごとに審査会に意見を求めることができなくなる。しかし、これまで、個人情報保護の運営に関する重要事項として、制度に係る実質的な条例改正の場合は審査会からの意見をいただいていたようなことや、今後法律に基づく個人情報の取扱いの運用をしていく中で、ガイドライン等に従った運用ルールの細則を定める必要が生じるような場合があろうかと思われるので、あらかじめ条例に規定しておくことにより、意見をもらうことが法律上可能となる。そのため、この規定を条例に置くものである。関連する改正として、資料８の審査会条例の一部改正案、第２条の所掌事務にも記載している。また、資料４のNo.8の条例案は、個人情報保護委員会からも委任事項をより詳細に記載するよう基準例の修正があり、そのように修正している。No.4は、No.2で説明のとおりである。

No.5の死者の情報だが、ガイドライン等の該当部分について参考資料６を添付している。死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないことが示されているほか、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人を本人とする個人情報に当たるかどうかを類型的に法施行条例や内規としても定めることもできないという回答であった。なお、開示請求の不開示情報としては、本人以外の個人に関する情報は黒塗りの対象となることから、この部分では死者も含まれ黒塗りの対象となる。文書法制課としては個人情報保護法に関連して死者に関して統一的な規定を定めることはできないが、個人情報保護制度とは別の制度として、遺族からの情報提供の求めに応じることは可能であるとの国の見解であるため、この点は各制度の中で各課所室において検討するよう促していくこととする。No.7は、資料４を修正済みである。

柴田会長　事務局の説明に質問がないか。無いようなので、法施行条例案についてパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえて次回最終意見としたい。

次に、秋田市個人情報保護法施行細則（案）の説明を求める。

事務局（佐京）　資料５をご覧いただきたい。こちらは法や政令および施行条例により別に定めが必要となる項目を規定するものであり、法施行条例と一

緒に公布することとなる。大きく分けて３つのことを規定している。
　１つ目は、２条～７条、１０条～１９条の法および政令が書面によるとしている部分、例えば第３条の法第77条第１項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書とするといった様式の名称を定めるものである。名称は国から示されている標準様式に従っているため、現行様式の名称に一部変更はあるが、記載事項等の内容は基本的には同様となっている。２つ目は、８条・９条の法および政令により定めることとされている部分、第８条の文書又は図画に記載されている保有個人情報の開示方法と第９条の電磁的記録の開示方法を定めるもの。３つ目は、２０条と別表で開示する行政文書の写しの交付に要する費用の額を定めるものである。費用の額は、現行規則と同様となっている。

柴田会長　事務局の説明に、質問はないか。書類の名称や費用など従前と同じ内容なので、この件については、了承する。
　続いて、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局（佐京）　改正内容は、法の直接適用と現行条例の廃止に伴う規定の整備となっている。詳細、資料８の新旧対照表を参照していただきたい。
　第２条の所掌事務であるが、現行は、１、２号で、開示請求に係る審査請求の調査審議、３号で利用目的以外の保有個人情報の利用、提供の禁止の例外など個人情報の取扱いに係る制限規定の例外の類型を個別に判断し意見をいただいていた。法適用後は、審査請求に係る調査審議は、個人情報保護法に基づくため、根拠規定を改める改正を２号で行うものである。また、３号の改正は、資料４でふれたとおり個別の案件を判断頂くことができないため、規定を削り、その部分に新しく規定をいれるものである。内容としては、個人情報保護法は議会には適用にならないため、議会が定める個人情報保護条例に基づいて開示請求を行うため、その審査請求についても対象とするものである。審査請求に係る調査審議は、現在、議会も含まれているので実質変更はない。４号は、先ほど説明したとおりである。２年前に審議いただいたPIA、特定個人情報保護評価は、２項の規定を根拠としており、その改正は行われないため、引き続き所掌事務となる。第３条の委員定数ですが、現状にあわせ６人とする。第５条、１０条、１１条の改正であるが、根拠規定が秋田市個人情報保護条例から、個人情報保護法と議会個人情報保護条例の規定に変わることから引用条文を改めるものである。施行は、令和５年４月１日からとするものである。

柴田会長　事務局の説明に、質問はないか。

上田委員　委員の数を８人から６人に変更になっているが、法や規則などで縛

りとなるような規定はないのか。

事務局（佐京）　決まりはないため、現状にあわせるものである。

橋田委員　人数を減らす理由についてもう少し詳しく聞きたい。法が適用になったときに人数を減らして事案を処理することに支障がないかどうか。

事務局（佐々木）　現在の所掌事務のうち、法適用後審議頂く内容が削られているほか、現在６名の委員による審議でも対応できているため、現状にあわせる改正を行うものである。

柴田会長　この件については、了承する。
次に（5）開示等に係る審査基準について、説明を事務局から説明願う。

事務局（小玉）　資料９である。法８２条の開示請求に対する開示決定や不開示決定の措置、法９３条の訂正請求に対する措置、利用停止請求に対する措置は、個人情報保護法に基づき市の機関等が行う申請に対する処分であるため、行政手続法第５条第１項の規定により審査基準を定め、公表する必要がある。審査基準の内容は、国の審査基準に従っているほか、現行の秋田市の手引や要綱に記載されている内容とほぼ同様となっている。表の左側の現行欄は、現在の手引や要綱の記載のどこにあるかを記載しており、現行にない場合は、「－」となっている。Ｐ８の(2)の部分、不開示情報のうち、事務事案の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、例として国の安全が害される恐れなど、これまで条例に規定はなく、法に規定されているものは新たに加わった部分となりますが、国で作成した審査基準に従って作成した内容となる。

柴田会長　事務局の説明に、質問はないか。
今後開示請求があった場合はこの基準に基づいて市は判断するということになるのか。基本的には、従前と同じという理解でよいか。

事務局（佐々木）　そうである。

柴田会長　この件について、了承する。
それでは、これまで法施行条例、法施行細則、審査会条例、審査基準と審査してきたが、各委員の了解を得たので、これらの意見をまとめて、次回正式な意見書を作成し、市長に提出することとする。

柴田会長　次第５のその他に移る。前回その他報告のところで事務局から報告があった個人情報の取扱いに係る業務委託について事務局から説明願う。

事務局（佐々木）　６月に尼崎市において発生したＵＳＢ紛失事件をうけて、再委託を含む委託における個人情報保護について、橋田委員から質問があり、前回秋田市の状況を書面で報告したところであるが、わかりづらいというご指摘と再委託の一覧を確認したいということから、追加資料をお配りしている。追加資料をご覧いただきたい。前回お配りした資料では、情報セキュリティポリシーに基づき、監査や全課所室および全職員を対象に情報統計課が点検を行ったことを報告しているが、そのうち、令和３年度情報セキュリティ点検（再委託部分）として、個人情報の委託業務の監督責任に係る部分をさらにヒアリングした結果を追加資料として配付した。

全１３３課所室のうち、個人情報を含む委託契約をしていたのは、６７課所室あり、そのうち契約前段階と業務実施後の両方の段階で十分な対策がとられていたのは４８課所室、どちらかの段階に限られており対策が不十分であるおそれがある課所室が１９あった。そこで、文書法制課で１９課所室に対し、追加のヒアリングを行ったところ、再委託まで実施しているものは、４課所室で、うち３課所室は、ハガキや封筒の印刷部分を再委託していた。データの受渡し方法として、ＣＤを利用しセキュリティ便で送付するか直接専用回線を利用しており、終了後はデータの回収又は廃棄を行っていた。残り１課はシステムの定期点検で、本市のサーバー室での作業であり持出自体が不可となっているものであった。また、この１９課所室の中で再委託を許可なく行っている事例はなかった。このセキュリティ点検は、今年度も情報統計課において実施するほか、尼崎市の事例をうけて無断での再委託が起きないよう点検項目の追加を情報統計課に依頼したところ対応をするということで了承を得ている。

柴田会長　今の説明について、質問はないか。

橋田委員　印刷は宛名を含んでの印刷でいいのか。そのように記載して欲しい。

事務局（佐々木）　了解した。

柴田会長　調査の結果として、再委託を行っていたが、問題はなかったという結果でよいか。そして今後も引き続き調査していくということでよいか。

事務局 （佐々木）	そのとおりである。
柴田会長	事務局から他にないか。
本田課長	今後の予定についてであるが、９月の市議会で説明を行った後、パブリックコメントの実施を予定している。次回の審査会では、その結果を報告した上で、審査会としての意見の取りまとめをお願いしたい。また一連の改正に伴い、審査会運営要領についても規定の整備が必要となることからこちらも次回審議をお願いしたい。
柴田会長	これで第２５回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。